

契約条項 ①

表記申込者(以下「甲」といいます)とアドフロンティア(以下「乙」といいます)は、次のとおりホームページ制作・保守・サポート・その他契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第1条 (本契約の内容と範囲)

乙は、甲に提供するホームページの円滑な制作と能率的な稼働を維持するため、次の各事項のうち契約書に記載された事項の業務を行います。

①制作内容

(1)当社基準オリジナルホームページ制作・格安スマートプランホームページ制作
乙は、甲からご提供いただいた資料や情報をもとにホームページを作成します。

(2)検索エンジンに登録

Yahoo!, Google の検索エンジンに登録いたします。

②保守・サポート内容

(1)独自ドメイン取得、及び管理

会社名 .com、会社名 .jp など独自ドメイン名の取得、及び契約期間管理を行います。

(2)ホームページデータの保管・管理

レンタルサーバーによるホームページデータの保管とともに、半年に1回のバックアップを行います。FTP 情報については甲および第三者には開示しないものとします。

(3)電話、メールによるサポート

ホームページの更新・修正方法などの操作サポートや、運営に関するアドバイスをいたします。

③その他

(1)契約書に記載された甲からの要請があり、乙が受託した事項といたします。

2. その他追加契約として甲からの要請があり乙が受託した事項は、追加保守サポート契約とし別途料金となります。
3. 本契約には、契約書に記載された場合を除き、商品登録、ホームページ・ブログの更新、内容の変更、メールの受信、配信は含まれておりません。また、売上保証、アクセス保証、検索エンジンの最適化(SEO)の上位保証はしておりません。定期訪問につきましては別途料金となります。

第2条 (本契約の実施方法)

本契約の取材は、基本的に電話・メールにより行います。

ただし、乙の判断や甲・乙協議の上で訪問して行う場合もあります。

2. 本契約後、ホームページ設計図の制作、デザインの制作(1案)、コーディング作業を行います。ホームページ設計図及びデザインのご了承をいただいた後に、大きな変更仕様変更等がある場合、追加作業が必要になり、追加料金が発生する場合があります。

第3条 (本契約の対応時間)

本契約の対応時間は、祝祭日や年末年始・夏季休暇、その他乙の指定した期間を除く月曜日から金曜日までの10時から18時とします。

2. 緊急性のあるトラブル等により、前項を超えて対応を行う場合があります。

第4条 (本契約の料金)

本契約の料金は、制作・保守・サポート・その他契約による第1条1項から第3項までのご提供する契約内容に基づく制作・保守・サポート・その他契約料金の合計とします。

2. 本契約後に追加作業が発生した場合、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を甲に対し、書面をもって通知を行い承諾を得て、本契約料金に加算し、公開前に請求するものとします。

第5条 (支払条件及び方法)

本契約料金の支払方法は、乙の指定する口座に送金して支払うものとします。

制作契約料金は公開前に乙の口座に送金します。

やむを得ず公開後の送金となる場合は、公開後、速やかに乙の口座に送金します。

2. 保守・サポート契約の締結がある場合はホームページ公開月から、月々の保守費用1ヶ月分を月末までに乙の口座に送金します。

第6条 (契約の契約期間)

制作契約のみの場合の有効期間は、本契約締結の日から3ヶ月間といたします。

2. 保守・サポート・その他契約の有効期間は最低2年間、もしくは契約書記載の期間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方からの解約の通知がない限り、1年間延長されるものとし以後も同様といたします。

契約条項 ②

表記申込者(以下「甲」といいます)とアドフロンティア(以下「乙」といいます)は、次のとおりホームページ制作・保守・サポート・その他契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第7条 (個人情報の取扱)

甲及び乙は、本契約の遂行のために相手方より提供を受けた営業上その他の業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下も同様とします。)を本契約遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者には開示、または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

第8条 (確認・公開・更新)

乙が甲に制作物の納品を行なう前に、甲はインターネット上にてその確認を行なうものとします。

2. 甲は、乙からの確認依頼通知を受領後速やかに、その内容の確認を行うこととします。甲から乙への確認通知は確認依頼通知への返信メール、または文書により行なうこととします。確認依頼通知の受領後7営業日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとします。
3. 乙は、甲による制作料金の完済後、制作物を公開するものとします。なお公開後、甲によって制作物に掲載された内容に関しては、乙は一切の責任を負いません。
4. 甲が制作完了後の更新や修正を希望する場合は、以下の乙規定の方法で行います。
①保守・サポート契約期間内であれば、乙は第1条1項に基づいて対応を行います。
②制作契約のみ締結の場合、乙は公開後1ヶ月間、乙は第1条1項②の(3)に基づいて対応を行います。

第9条 (権利の移転・譲渡等)

制作契約のみの場合、制作物の所有権は、甲の内容確認後、且つ本契約に係る制作料金が完済されたときに、乙から甲に移転します。なお制作物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても同時に甲に移転します。

2. 乙は事業の継続が困難である場合、甲の承諾を要しないで、第三者に対して本契約にもとづく権利の全部または一部を譲渡することができるものとします。

第10条 (責任の制限)

本契約にもとづく乙の制作物に瑕疵が発見された場合、乙は保守・サポート契約にもとづく必要な業務を繰り返し実施することとし、甲の損害に対して責任を負わないものとします。なお制作契約のみの場合、第9条1項の所有権移転から6ヶ月以内に、制作物に瑕疵が発見された場合、乙は必要な業務を繰り返し実施することとし、甲の損害に対して責任を負わないものとします。

2. 制作業務にあたり、甲からの資料や情報の提供遅れなどの原因で制作に遅れが生じても、乙は責任を負わないものとします。
3. 全ての直接及び間接的損害について、乙はその責任を負わないものとします。

第11条 (著作権等)

ホームページにかかる著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれの著作権を有するものとします。

2. 甲は、甲以外の第三者が著作権を有する著作物を乙に提供する場合、事前に当該第三者から当該著作物を甲及び乙が使用することについて許諾を受けなければならないものとします。万一、甲が当該第三者の許諾を得ず、乙に著作物を提供し、著作権について紛争に発展した場合、乙は一切賠償の責を負わないものとします。

第12条 (禁止事項)

甲は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ①法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
- ②公序良俗に反する行為
- ③乙や第三者に対する著作権の侵害、名誉やプライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
- ④乙の業務の運営・維持を妨げる行為
- ⑤有害なコンピュータープログラム、メールなどを送信または書き込む行為
- ⑥サーバその他乙のコンピュータに不正アクセスする行為

第13条 (パスワードの発行・管理など)

乙は甲に対し、ウェブサイトの運営・維持・管理などに必要なID及びパスワードを発行します。甲は第三者に知られないよう管理し、パスワードの盗用を防止する措置を甲の責任において行います。

契約条項 ③

表記申込者(以下「甲」といいます)とアドフロンティア(以下「乙」といいます)は、次のとおりホームページ制作・保守・サポート・その他契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第14条 (本契約の一時停止)

甲は、第1条記載の乙が提供する業務について、以下の理由により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、本契約停止による費用などの返還、損害の補償などを乙に請求しないものとします。

- ① レンタルサーバ、ソフトウェアなどの点検、修理、補修、改良などのための停止
- ② コンピュータ、通信回線等の事故、損害による停止
- ③ 乙からの再三にわたる資料などの提出要請にも拘らず、甲から提出が無き場合
- ④ その他やむを得ない事情による停止

第15条 (免責)

乙は、甲が本業務に関して蒙った損害(サーバやソフトウェアの障害・不具合・誤作動・顧客との取引などによるものを含むが、それらに限らず、またその原因は如何を問わない)について、賠償する責任を負わないものとします。

2. 乙は、サーバの障害が発生したなどの理由により本契約の運営に支障があると判断した場合、混乱防止のために必要な措置をとることができるものとします。

第16条 (権利譲渡の禁止)

甲は、乙の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約にもとづく甲の権利、または義務を第三者に譲渡、転貸、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

第17条 (甲による解約)

原則として本契約期間中は解約できないものとします。
倒産・廃業による解約の場合は、解約を希望する1ヶ月前までに乙所定の方法により申し入れることにより、本契約を解約することができます。

第18条 (乙による解約)

乙は甲が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らかの催告なしに本契約を解除するとともに、乙の提供する本業務の停止、ホームページに関連するデータをサーバーから削除することができるものとします。

- ① 本規約に違反したとき
- ② 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- ③ 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
- ④ 甲の信用状態に重大な変化が生じたとき
- ⑤ 解散、または営業停止状態となったとき
- ⑥ 乙により連絡がとれなくなったとき
- ⑦ 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたは乙がふさわしくない
と判断したとき。
- ⑧ 期間を定めた乙の催告にもかかわらず、甲から本契約代金の支払いがなされないとき
- ⑨ その他、乙が甲との契約の継続が困難であると判断したとき

2. 甲は前項により契約が終了した場合、本契約の未払い料金を一括して支払うものとします。

第19条 (準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法にもとづき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

年 月 日

(甲)

住所：

代表者氏名： ⑩

(乙) アドフロンティア

住所：和歌山県紀の川市花野 212-8

代表者氏名： 畑中 建志 ⑩